■南砺市の東日本大震災に係る災害支援職員派遣と応急救援物資等支援の概要

1．被災地への災害支援（職員派遣）の概要
（1）福島県南相馬市災害支援（市独自の災害支援）
① 3名3泊4日体制の支援体制により、支援物資仕分、配給所開設、物資配布、仮設住宅受付、義援金受付関連業務を行った。
② 2名14泊15日体制の支援体制により、遺失物展示場運営、放射線モニタリングを行った。
③ 1名6ヶ月体制（計画）で、農業土木施設復旧業務を実施中。（自治法に基づく職員派遣）
（2）保健師派遣
厚生労働省からの要請に基づき、県取りまとめ複数町村職員混成チームで派遣した。
8月の最終班をもって、終了する旨、県から連絡あり。
（3）医療班
県医師会、全国国民健康保険診療施設協議会、県高齢福祉課の要請により、医師、看護師、介護福祉士を派遣した。
7月以降の派遣要請はなし。
（4）給水班
日本水道協会の要請に基づく派遣した。

2．職員派遣の状況（上記1の期間、人員）

区分	派遣先	期間	体制	派遣人員	延べ人数
自治体間	福島県南相馬市	3月24日－5月27日	3名3泊4日体制　21班	99	189
		〃	上記は派遣時日帰り運転従事職員	36	36
		5月26日－10月1日（予定）	2名14泊15日体制　9班	19	180
		10月1日－3月31日（計画）	1名6ヶ月派遣	1	180
保健師派遣	宮城県気仙沼市	要請に応じて（3－8月）	1名4泊5日又は5泊6日で7班	7	40
医療班	福島県いわき市	要請に応じて（4月）	1名5泊6日体制　2班	2	12
	岩手県釜石市	要請に応じて（4月）	5名5泊6日体制　1班	5	30
	宮城県気仙沼市	要請に応じて（5・6月）	4泊5日1班、5泊6日1班、6泊7日1班	4	25
給水班	宮城県石巻市	要請に応じて（3月1班、4月1班）	3名4泊5日体制	6	30
			計	179	722

3．被災地への救援物資等の送致
（1）交流都市岩手県遠野市への救援物資の送致（燃料、飲料水、ﾌﾞﾙｰｼｰﾄなど：購入品、備蓄品、一部市民より提供）
（2）宮城県向け救援物資として、備蓄品から毛布を富山県要請により供出。
（3）福島県南相馬市へ市民より提供を受けた救援物資を送致（10tﾄﾗｯｸ2台、4tﾄﾗｯｸ1台：毛布、生活物資など）
（4）南相馬市へ復旧・捜索資材送致（ｽｺｯﾌﾟ、バール、高圧洗浄機、チェンソー、ｽｺｯﾌﾟ、土嚢袋など：購入品）
（5）南砺市の交流都市韓国平昌郡救援物資（飲料水：ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ）を受け入れ、宮城県石巻市へ救援物資として送致した。

4．その他の被災地支援活動
（1）福島県南相馬市が被災者向けに行うデジタルテレビ放送整備事業を、南砺市内企業と共同でコーディネート・協力。
（2）福島県南相馬市へ癒し系アザラシロボットを送致。
（3）南砺市民・市内企業・団体からの寄付金による事業など
①福島県南相馬市のこども達を対象に、「南相馬こどものつばさ事業（南砺市訪問休養）」を実施。
②交流都市福島県南相馬市、岩手県遠野市、大船渡市、陸前高田市へ災害支援金をお届けする。
③今回の災害支援を契機に8月11日に南相馬市と災害時相互応援協定を締結した。
（協定時に、南砺市議会、南砺市商工会、南砺市職員組合から支援金（寄付金）贈呈。）

5．南砺市内への被災者支援
（1）訪問時の入居市営住宅、民間提供住宅の検討期間（2日）の宿泊料のうち5,250円/人を支弁。
（2）移住時に市営住宅の照明器具、ガスレンジ、暖房機を貸与。
（3）要望に応じて冷房機を設置・支給する。
（4）避難時に一定の生活消耗品、食料品を支給する。